

いま、あたらしいことを。  
いつか、あたりまえになることへ。



第127期

定時株主総会  
招集ご通知

(証券コード：5805)

時代は、変化でできている。

私たちが、変化をしないわけにはいかない。

インフラだけじゃない。電線だけでもない。

つないでいるのは、昨日や、今日や、明日のこと。

この先も、人が和やかに生きるために。

いつかの、愛すべきあたりまえのために。

人を想う品質と信頼で、応えていく。

だから、情熱と輝きをたやさない。挑戦をやめない。

いま、あたらしいことを。

いつか、あたりまえになることへ。



## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日に3社が合併し、事業会社となつての初めての株主総会となります。2022年度は、資源価格の高騰や半導体不足などが継続し、厳しい経済環境にさらされた年となりました。この中でも事業活動を継続できたことは、ひとえにSWCCグループを支えてくださる皆様のご支援によるものと深く感謝いたしております。

2023年度は変革に加え、成長戦略を実行に移せるかが問われる年となります。脱炭素社会に貢献する車載製品や超電導技術、電力工事の省力化に貢献するSICOPLUS<sup>®</sup>など当社の強い事業を伸ばすだけでなく、資本効率を高め、従業員一人ひとりがコンプライアンス意識を持ち、生き生きと働ける職場を作ることで企業価値を最大化するよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

SWCC株式会社  
代表取締役社長・取締役会議長  
グループCEO

長谷川 隆子



株主各位

証券コード 5805  
2023年6月6日

川崎市川崎区日進町1番14号

**SWCC株式会社**

代表取締役社長 長谷川 隆代

## 第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第127期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.swcc.co.jp/jpn/ir/stock/meeting.html>



【定時株主総会招集ご通知 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5805/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（東証ウェブサイトへアクセスしていただく場合は、「銘柄名（会社名）」に「SWCC」（全角）を、あるいは「コード」に当社証券コード「5805」（半角）を入力・検索の上、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2023年6月26日（月曜日）午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



### ▶ インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。



### ▶ 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

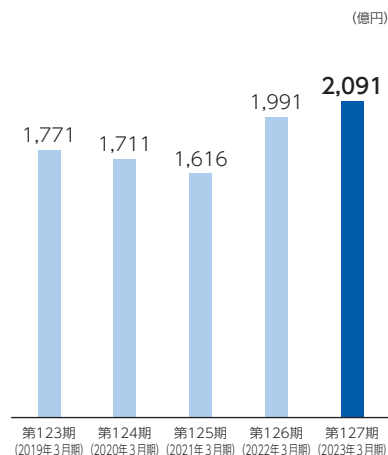
1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
2 場 所	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 <b>川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間</b> （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第127期（自2022年4月1日至2023年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第127期（自2022年4月1日至2023年3月31日） 計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>第1号議案 剰余金の処分の件</b>  <b>第2号議案 定款一部変更の件</b>  <b>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件</b>  <b>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</b></p>
4 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> </ol>

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
  - 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト等にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、当該書面記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

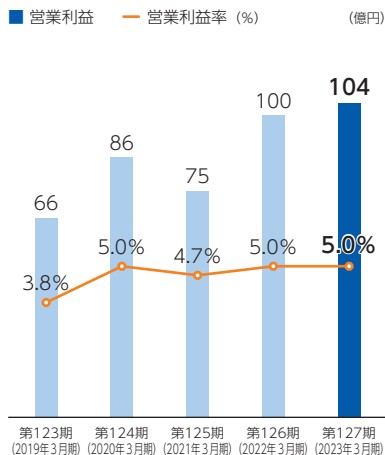
以上

# 財務ハイライト

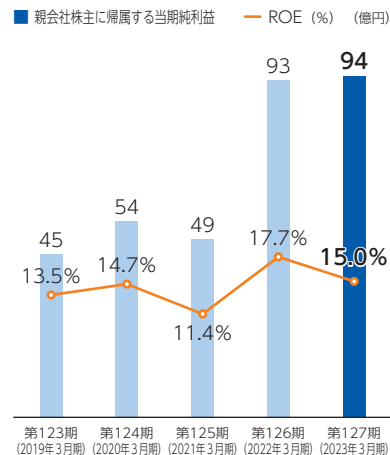
## 売上高



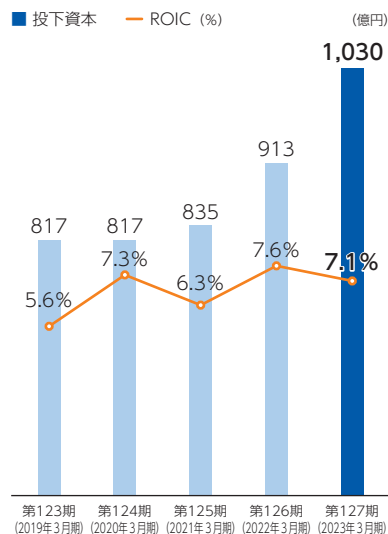
## 営業利益／営業利益率



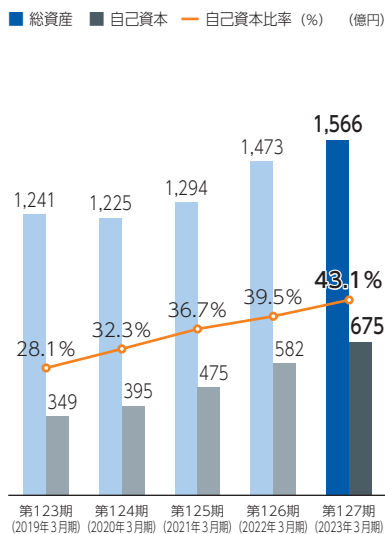
## 親会社株主に帰属する当期純利益／ROE



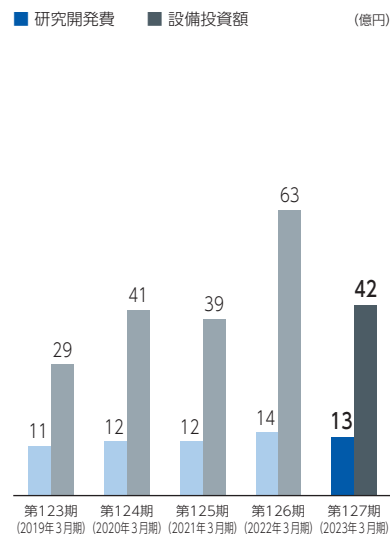
## 投下資本／ROIC



## 総資産／自己資本／自己資本比率



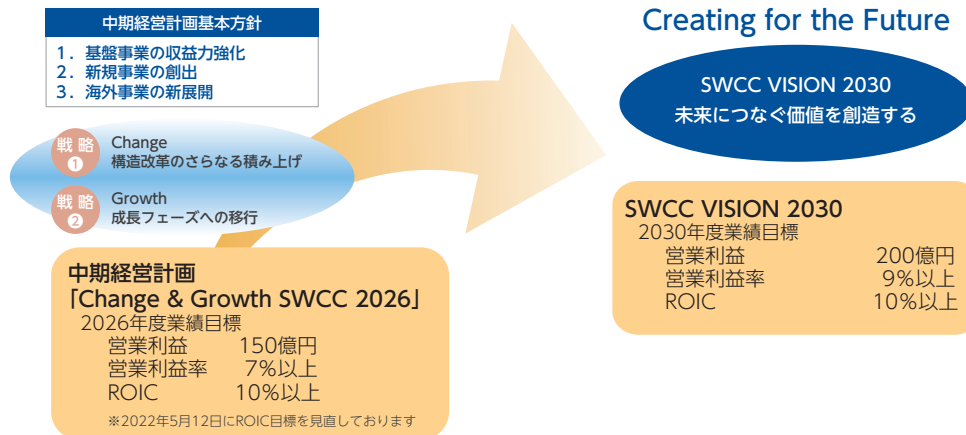
## 研究開発費／設備投資額



# SWCCグループの経営方針

## (1) 中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」

SWCCグループは創立90周年を迎える2026年度（2027年3月期）を最終年度とする中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」を策定いたしました。あわせて2030年度（2031年3月期）までに目指すビジョン「SWCC VISION 2030」として、SWCCグループのありたい姿を策定いたしました。



## (2) 2023年度のSWCCグループ経営方針

2023年度も引き続き、中期経営計画達成に向けた変革を着実に実行するとともに、市場や環境の変化に応じた柔軟でスピード感のある判断と施策を実施することで、より一層、経営体質を強化し資本効率を高めてまいります。その観点から2023年度のSWCCグループ経営方針は次の5点としております。

1. Changeの精神に基づく継続的な改革
2. Growth戦略のための施策の具体化と実行
3. 資本効率の向上  
(ROIC経営の考え方の浸透、キャッシュフロー経営の深化とバランスシートの圧縮)
4. 品質管理および安全優先の取り組みの徹底  
(信頼を取り戻すための覚悟と仕組みづくり)
5. エンゲージメントの向上  
(働きやすい職場づくりと健康経営の推進)

# 取締役会の構成、スキル・マトリックスおよびスキル項目の選定理由

(第2号議案、第3号議案および第4号議案の承認可決後)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、SWCCグループの存在意義ならびに経営陣および従業員がともに歩んでいくための道しるべとなるSWCCパーパスに基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識のもと、取り組みを進めていくことにあります。かかる考え方に則り、当社は、取締役として、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材であること、また当社にとって重要と考える知識・知見を幅広くカバーするように、多様なバックグラウンドを持つメンバーで構成することを方針としております。

上記方針のもと、取締役会として、企業経営に関する経験に加え、社会課題解決への取り組みを一層推し進めるためにサステナビリティに関する知識・知見を必須として、営業、国際、経理財務および技術などの分野につき、それぞれ豊富な知識・知見および経験を有する者をバランスよく選任することとしております。

なお、取締役会に必要とされるスキルについては、今後も経営方針および経営戦略などの変更に応じて見直してまいります。

取締役会の構成、各取締役の有する知識・知見および経験を示したスキル・マトリックスならびにスキル項目の選定理由は以下のとおりとなります。

## ＞ 取締役会の構成



氏名	長谷川 隆代	張 東成	坂倉 裕司	市川 誠一郎	棕野 貴司	西村 美奈子	戸川 隆
代表取締役	●						
監査等委員			●	●	●	●	●
指名・報酬委員			●	●	●	●	
社外取締役			●	●	●	●	
独立役員			●	●	●	●	







## ＞ 各取締役のスキル・マトリックス

必須スキル 企業経営	●	●	●	●	●	●	●
サステナビリティ	●	●	●	●	●	●	●
営業		●			●		
国際		●	●		●		
経理財務			●				●
技術	●			●		●	

(注) 1. 長谷川隆代氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。  
2. 坂倉裕司氏および戸川隆氏の取締役在任年数(本総会最終時)は、3年となります。



## ＞ スキル項目の選定理由

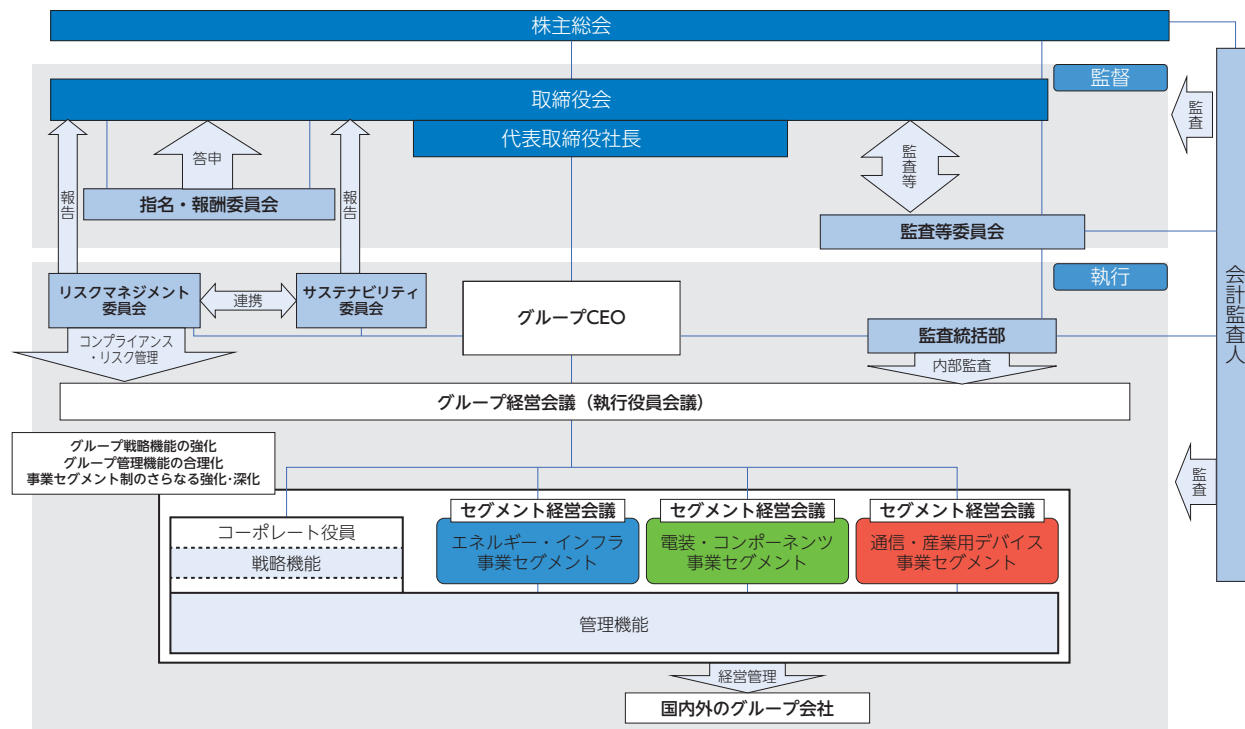
スキル項目	選定理由
 企業経営	<p>中期経営計画「Change &amp; Growth SWCC 2026」を実現するために、当社の企業価値を持続的に成長推進できる企業経営に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>
 サステナビリティ	<p>SWCCパーパスに基づき、事業で培った技術と経験を活かして社会課題解決型ビジネスを推進し持続的な社会の実現と企業価値向上を目指すため、環境、社会およびガバナンスの強化等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>
 営業	<p>付加価値の高い製品を提供するために市場におけるトレンド把握および分析ならびに営業戦略の策定に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>
 国際	<p>海外事業を持続的に成長させるために、海外における事業マネジメント経験および海外の事業環境等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>
 経理財務	<p>持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進、またROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標として資本効率を高める経営を推進するために、経理財務に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>
 技術	<p>適切な品質を有する製品づくり、基礎研究を含めた広範囲にわたる研究開発、新規ビジネスモデルの創出やDX推進などのために、技術に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。</p>

# コーポレート・ガバナンス体制

SWCCグループは、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行の効率化・迅速化を図るとともに、監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を推進しております。

また、SWCCグループの各事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、電装・コンポーネンツ事業、通信・産業用デバイス事業）の責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびROIC（投下資本利益率）指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。

## 2023年6月27日定時株主総会後の体制（予定）





## インターネットによるライブ配信のご案内

本総会におきましては、株主の皆様の利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」）を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

### 1 配信日時

2023年6月27日（火）午前10時より（午前9時30分から配信画面にアクセス可能です。）

※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。

### 2 視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で入力する「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご準備の上、以下の株主様専用ウェブサイトへアクセスしてください。

その後、株主様認証画面（ログイン画面）が表示されますので、「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご入力ください。

**株主様専用ウェブサイト** <https://5805.ksoukai.jp>

ID	議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の半角数字）
パスワード	議決権行使書用紙に記載の郵便番号（7桁の半角数字、ハイフン不要）

### 3 注意事項

- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。後記の「議決権行使のご案内」に従って、事前に議決権を行使くださいませよう願ひ申し上げます。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- システム障害や通信環境等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2023年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますがシステム障害や通信環境の悪化等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」にてお知らせいたします。

#### 4 お問い合わせ先

当日の本バーチャル株主総会への接続方法および視聴方法に関するお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	株式会社ブイキューブ
電話番号	03-6833-6218
受付日時	2023年6月27日（火）午前9時～株主総会終了時刻まで

IDやパスワードの確認を含む一般のお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号	0120-782-041
受付日時	午前9時～午後5時 ※土日休日を除く

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月27日（火曜日）  
午前10時00分



### インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時00分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時00分到着分まで



### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股  
御中  
××××年 ×月××日  
株主総会ポータルサイト  
ログイン用IDコード  
ID・パスワードは不要  
見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 > 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 > 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を > 「賛」の欄に○印をし、反対する  
反対する場合 候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

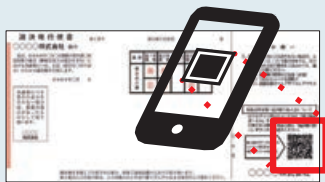


## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット行使期限  
2023年6月26日（月）17時

### スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



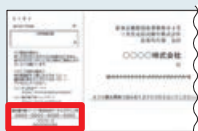
### PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>



「議決権行使へ」をクリック！

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>

### ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

#### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、収益状況のみならず、SWCCグループの成長に向けた各種の投資等、今後の事業戦略および事業展開も勘案した資本政策に基づき、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に鑑み、第127期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

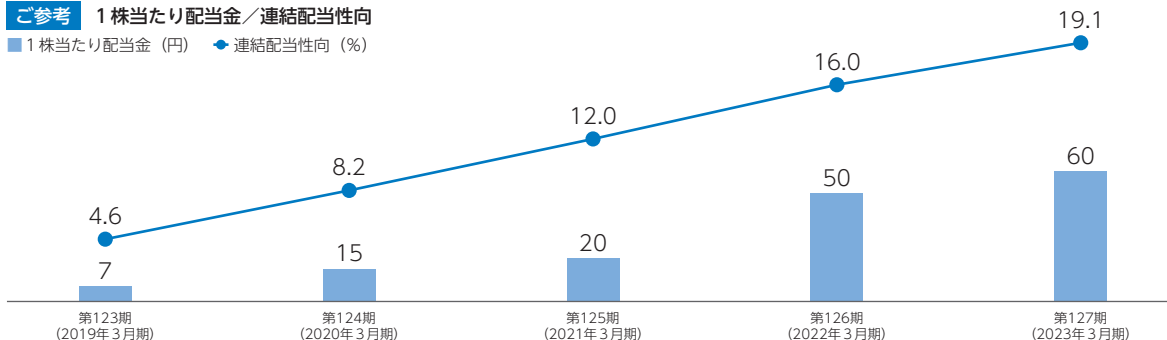
なお、この場合の配当総額は1,792,877,040円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月28日といたしたいと存じます。

#### ご参考 1株当たり配当金/連結配当性向

■ 1株当たり配当金 (円) ● 連結配当性向 (%)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

監査等委員である社外取締役増員による監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの強化のため、現行定款第19条（員数および選任方法）に定める監査等委員である取締役の員数を、4名以内から6名以内に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数および選任方法) 第19条 (条文省略) 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。 3～5 (条文省略)	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員数および選任方法) 第19条 (現行どおり) 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。 3～5 (現行どおり)



### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。なお、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はない旨の確認を得ております。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	はせがわ たかよ 長谷川 隆代	女性 (満63歳)	代表取締役社長・取締役会議長 グループCEO グループ経営統括、品質統括担当	再任
2	ちよう とうせい 張 東成	男性 (満59歳)	代表取締役 専務執行役員 社長補佐、中国事業ガバナンス改革担当	再任

候補者番号

1

は せ が わ た か よ  
長谷川 隆代

再任

(1959年10月15日生) 満63歳



- ▶ 所有する当社の株式数 ..... 16,071株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) ..... 21/21回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会終結時) ..... 10年

### 略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2010年 4月	同社常務取締役 技術開発センター長
2005年 6月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長	当社執行役員 技術企画室長	
2006年 4月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2013年 6月	当社取締役 技術企画室長
2008年 4月	同社取締役 技術開発センター長	2017年 4月	当社取締役
2009年 6月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長	2018年 6月	当社取締役社長
		2019年 4月	当社代表取締役社長 グループCEO
		2020年 4月	当社代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO (現任)
		2022年 6月	HOYA株式会社 社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

HOYA株式会社 社外取締役

### 取締役候補者とした理由

主に技術開発部門を中心に豊富な経験と実績を有し、優れた経営手腕とリーダーシップにより大きく企業価値を向上させています。また、当社の代表取締役およびグループCEOに就任後も、新たな中期経営計画と長期ビジョンを示しSWCCグループを牽引してまいりました。このような豊富なビジネス経験と実績および見識がSWCCグループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としてまいりました。なお、取締役に就任後は代表取締役社長、取締役会議長に再任される予定となっております。

### 候補者からのメッセージ

SWCCグループのCEO就任以来、会社のガバナンス改革と安定した収益の創出に適う会社運営に努めてまいりました。これからも中期経営計画の実現を目指し、成長していく企業の持続的な発展を支え、企業価値を最大化するよう貢献してまいります。

(注) 1. 長谷川隆代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。長谷川隆代氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

ちょう  
張

とうせい  
東成

再任

(1964年1月6日生) 満59歳



- ▶ 所有する当社の株式数 ..... 5,862株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) ..... 21/21回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会終結時) ..... 8年

### 略歴、当社における地位および担当

1993年 4月	当社入社	2018年 6月	当社常務取締役 事業戦略本部長
2006年10月	当社経営企画部次長	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 事業戦略統括本部長
2012年 6月	当社執行役員 海外事業企画推進室長	2020年 4月	当社代表取締役 専務執行役員 事業戦略統括本部長
2015年 6月	当社取締役 海外事業企画推進室長 天津昭和漆包線有限公司董事長	2021年 4月	当社代表取締役 専務執行役員 (現任)
2017年 4月	当社取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長		
2017年 6月	当社常務取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長		

### 取締役候補者とした理由

SWCCグループの海外事業部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の代表取締役および専務執行役員に就任後も、SWCCグループの事業戦略の立案やガバナンス改革の推進、グローバルな競争環境下にある同事業領域を率いております。このような豊富な経験と実績および見識が、SWCCグループの成長に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

### 候補者からのメッセージ

世界的な変局に適応できる経営体制を構築するため、企業活動のグローバル・ガバナンス改革を推進すると同時に、「SWCC VISION 2030」に向けた海外事業の成長に求められるダイバーシティマネジメント、リスク管理、コンプライアンス等に係わる体制を強化し、SWCCグループ中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」を達成するよう力を尽くしてまいります。

(注) 1. 張東成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。張東成氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役2名の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、監督機能の強化を図るため監査等委員である取締役1名を増員することとし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案の効力発生を条件として、その効力を生じるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」ならびに「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	いちかわ 市川 せい 誠一郎	男性 (満69歳)	社外取締役 (独立役員)	再任 社外 独立
2	むくの 棕野 たか 貴司	男性 (満64歳)		新任 社外 独立
3	にしむら 西村 み 美奈子	女性 (満63歳)		新任 社外 独立

候補者番号

1

いちかわ

市川

せい いちろう

誠一郎

再任

社外

独立

(1953年12月8日生) 満69歳



- ▶ 所有する当社の株式数 ..... 500株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) ..... 21/21回
- ▶ 監査等委員会出席状況 (当事業年度) ..... 18/18回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会終結時) ..... 2年

### 略歴、当社における地位および担当

1976年 4月	サッポロビール株式会社入社	2009年 3月	同社取締役兼常務執行役員 生産技術部長
2002年 1月	同社大阪工場長	2013年 3月	同社取締役兼専務執行役員 生産技術部長
2004年 9月	同社生産技術本部製造部長	2016年 6月	日産車体株式会社社外取締役
2005年 3月	同社執行役員 生産技術本部製造部長	2021年 6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)
2007年 3月	同社執行役員 静岡工場長		
2008年 3月	同社常務執行役員 静岡工場長兼商品技術開発部長		

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造メーカーの生産技術関連業務執行者としての経歴を通じ、経営に対する高い見識を培われております。また、2021年6月より当社独立社外取締役に就任し、当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場から十分な助言と監督を行うことを期待し、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

### 候補者からのメッセージ

社外取締役監査等委員就任から2年間、生産、品質管理、エンジニアリング、商品開発等での経験と知見を活用し、品質問題の調査や経営執行体制の監視監督を行うとともに積極的な意見具申を行ってまいりました。社外取締役監査等委員としての活動を一層推進し、持続的な企業価値向上に貢献することで、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと存じます。

- (注) 1. 市川誠一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市川誠一郎氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、市川誠一郎氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において市川誠一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。市川誠一郎氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当事業年度において、当社の製造拠点で製造および販売する製品の品質に関する不適切な行為を確認いたしました。市川誠一郎氏は、当該事実について事前に認識しておりませんが、日頃から当社の取締役会において内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は、外部の専門家である弁護士を委員長とする調査委員会に委員として参画し、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

候補者番号

2

むくの  
**棕野**  
たかし  
**貴司**

新任 社外 独立

(1958年10月2日生) 満64歳



▶ 所有する当社の株式数 ..... 0株

### 略歴、当社における地位および担当

1981年 4月	旭化成工業株式会社 (現旭化成株式会社) 入社	2017年 4月	同社執行役員 中国総代表
2001年 9月	アサヒフォトプロダクツ・ヨーロッパ取締役社長	2019年 4月	同社上席執行役員 中国総代表
2006年 8月	旭化成株式会社新事業開発室長	2021年 4月	同社常務執行役員 中国総代表
2008年 8月	旭化成アメリカ取締役社長	2022年 4月	同社顧問 (現任)
2015年 4月	旭化成株式会社秘書室長		

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業での営業、経営企画や海外子会社での経営トップとしての経験と実績から、グローバルな企業経営に関する幅広い知見を有しております。その豊富な経験と実績を活かし、グローバルな経営者視点から、当社事業への的確な提言および執行の監督が期待されることから、今回、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

### 候補者からのメッセージ

ウクライナ情勢、資源価格の高騰、脱炭素の流れなど、産業基盤を支える当業界にとって大きな事業環境の変化が続きます。その中で、SWCCグループならではの強みを発揮できる事業体制や新事業創出、それを可能とする体力強化、効率経営の追求などの観点から、社外取締役監査等委員としての職責を果たす所存です。

- (注) 1. 棕野貴司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 棕野貴司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員とする予定であります。  
3. 本議案において棕野貴司氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。棕野貴司氏が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

にしむら  
西村

みなこ  
美奈子

新任 社外 独立

(1959年12月13日生) 満63歳



▶ 所有する当社の株式数 ..... 0株

### 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 富士通株式会社入社  
1986年 7月 富士通インターナショナルエンジニアリング株式会社  
2006年 4月 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 アプリケーションシステム統括部メディアソリューション部長  
2007年 7月 同社 社内システム統括部情報システム部長  
2018年12月 株式会社Next Story 代表取締役 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

人材育成・キャリア開発を中心とした豊富な経験と、企業経営者としての幅広い見識を備え、さらにIT分野における高度な知見を有しております。その豊富な経験と高い見識を踏まえ、当社の重要課題であるみらいへの人材育成ならびに変革および成長を促すDX推進に対し、独立した立場からその職務を適切に遂行していただけるものと期待し、今回、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

### 候補者からのメッセージ

不安定な世界情勢と日々変化する経済環境の中、世界中で急速に技術革新が進んでいます。そのような状況下、社名も体制も新しくなり、いよいよ革新から成長のフェーズへ軸足を移していく本年、人的資本を最大化し、いつかの「あたりまえ」となる新たな価値創造を実現するために、積極的な意見具申で貢献するよう努めてまいります。

- (注) 1. 西村美奈子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 西村美奈子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員とする予定であります。  
3. 本議案において西村美奈子氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。西村美奈子氏が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## ご参考

# 1 コーポレート・ガバナンスについて

## (1) コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、2021年11月に公表した新中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」に掲げる成長戦略を推進し、2026年度の業績目標を確実に達成するため、経営戦略と事業運営の距離を縮め、戦略立案と実行のスピードをさらに加速させるべく、2023年4月1日付で、事業会社である昭和電線ケーブルシステム株式会社と昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併し、純粋持株会社から事業会社へ移行いたしました。

当社は、事業会社へ移行したことにより、事業戦略部門の機能を集中して事業セグメントに対する横串機能を一層強化し、また、グループ内の共通業務の標準化やグループ会社間で異なる制度の統一化を進めることでシェアードサービス部門によるグループ内業務の管理・運用を合理化いたしました。さらに、事業会社となった当社が、エネルギー・インフラ事業、電装・コンポーネンツ事業、通信・産業用デバイス事業の3つの事業セグメントを直接運営する機能を持つことで、グループとしての経営および戦略立案が各事業セグメントの戦略と運営に直結する体制と仕組みを構築いたしました。

### <グループ経営体制再編の概要>

#### (イ) 純粋持株会社から事業会社への移行

当社は、事業会社への移行により、以下のことを実現してまいります。

#### グループ経営の効率化

持株会社と事業会社の間で分散または重複している機能・部門を、当社に集約、統合することで、グループ全体の共有リソースとなるコーポレート機能をスリム化させます。さらに、その戦略機能と管理機能を明確に分離することで各機能を向上させ、グループ経営の効率を高めてまいります。

#### グループ戦略機能の強化

グループ戦略機能については、事業戦略部門の機能集中によって事業セグメントに対する横串機能を一層強化するとともに、研究開発、生産技術、DX推進といったモノづくりやイノベーションに直結する戦略機能の追加・拡充を図ってまいります。

#### グループ管理機能の合理化

グループ管理機能については、グループ内の共通業務の標準化やグループ会社間で異なる制度の統一化を進めることで、シェアードサービス部門によるグループ内業務の管理・運用を実現します。さらにDXを活用



した業務の効率化を進めることでリソースの再配置を行い、グループ内の多様な人材の活人化も図ってまいります。

(ロ) 事業セグメント制のさらなる強化と深化

当社グループは、エネルギー・インフラ事業、電装・コンポーネンツ事業、通信・産業用デバイス事業の3つの事業セグメントを直接運営する機能を持つことで、グループとしての経営および戦略立案が各事業セグメントの戦略と運営に直結する体制と仕組みを構築します。また、各セグメント長には、これまでよりも強い権限と責任を与えることで、一層の意思決定の効率化、迅速化も図ってまいります。

(ハ) ガバナンスの継続的な強化

監査等委員会設置会社制度のもとで、引き続き独立社外取締役を中心とする経営の監督と業務執行取締役および執行役員による業務執行は明確に分離しながら、経営の透明性および健全性のためのガバナンスの強化を図ってまいります。

## (2) 任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しております。

各委員会は、指名委員会規程および報酬委員会規程において、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち半数以上は独立社外取締役とすることと定められております。

第3号議案および第4号議案については、独立社外取締役3名で構成される指名委員会の答申を得ております。

当事業年度における指名委員会および報酬委員会の活動状況は、以下のとおりです。

### ① 指名委員会の活動状況

指名委員会は、当事業年度中に合計6回開催されております。当事業年度は、次世代経営幹部候補者育成計画に関するフォローならびにパフォーマンスレビューの進め方および評価結果に関して審議しております。

### ② 報酬委員会の活動状況

報酬委員会は、当事業年度中に合計6回開催されております。当事業年度は、主に役員報酬制度の見直しや、次年度報酬額に関して審議し、取締役会に対し答申しております。なお、次年度（2023年度）報酬額に関する答申については、現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

### ③ 今後の運営方針

指名委員会、報酬委員会での議論の関連性や深耕の観点より、2023年6月27日定時株主総会以降は「指名・報酬委員会」として運営していく予定です。

## (3) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2023年4月1日現在の当社執行役員につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項（2）執行役員の状況」をご参照ください。

## 2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名委員会において審議を行い、取締役会では指名委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

### (1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

#### 取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人材であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人材であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人材であること。

#### 執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人材であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人材であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人材であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人材であること。

## (2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）または過去10年間に  
おいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注3）、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計  
士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコ  
ンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を  
受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ 2項から7項までのいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
- ⑨ 1項から7項までのいずれかに該当する者の近親者（注5）である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

### (3) 取締役および執行役員解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

- ① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
- ② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
- ④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役、社長およびグループCEOにのみ適用）
- ⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
- ⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

## 3 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度における分析・評価は、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。まず、取締役会の構成員であるすべての取締役を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。なお、アンケートの内容としては、取締役会の運営、構成および審議等の複数の観点から実施しております。

評価結果の概要として、まず取締役会の運営等について取締役会の開催頻度は適切であること、また審議においても形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること、さらに経営戦略、経営計画の決定にあたっては収益力・資本効率などを意識して十分な議論が行われていること等の評価結果が得られております。また、IR活動等により株主（投資家）との対話の状況について取締役会に適切にフィードバックした上で取締役会の審議事項として十分に議論がなされていること等の評価結果が得られております。その他、社内取締役と社外取締役の意思疎通についても十分になされていること等の評価結果も得ております。従いまして、各評価結果について概ね良好な結果が得られていることから、取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されているものと判断しております。

一方で、取締役会の運営等について実効性向上に向けた効率的な運営に関する課題、また取締役会および監査等

委員会の機能発揮に向け、内部監査部門が適切に直接報告を行う仕組みに関する課題、さらに人的資本や知的財産の投資などにおける議論の深耕等に関する課題等が抽出されております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、かかる課題について十分な検討を行った上で迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

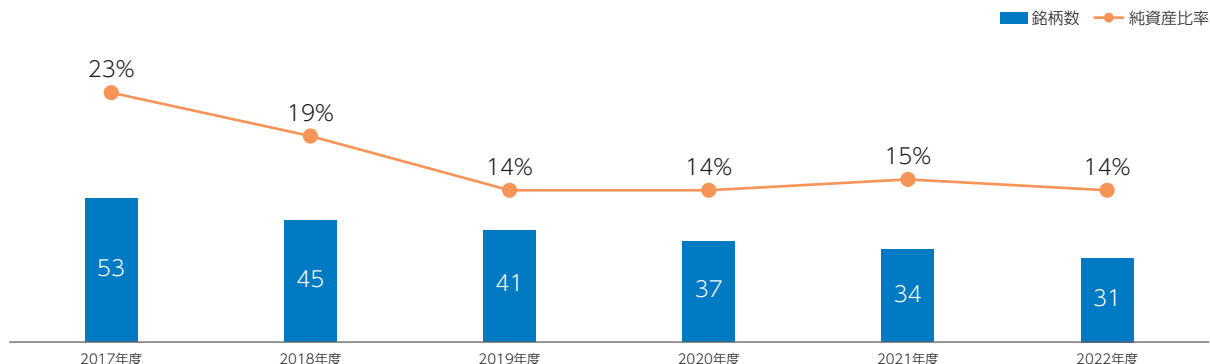
## 4 当社の政策保有株式に関する考え方について

### 政策保有株式に関するあらたな基本方針

- ① 原則として保有しないことを基本方針とする。
- ② やむを得ず保有を継続する場合、合理性を厳格に検証する。
- ③ 当該株式に関する議決権行使は、当社の企業価値向上の貢献等に鑑みて総合的に判断する。

なお、上記基本方針のもと、連結純資産に対する政策保有株式の期末貸借対照表計上額の割合を10%未満に縮減することを当面の目標といたします。

### 政策保有株式の推移



(注) 銘柄数および連結純資産に対する期末貸借対照表計上額の割合は、昭和電線ホールディングス株式会社および昭和電線ケーブルシステム株式会社（連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社）を対象としております。なお当社は、2023年4月1日付で昭和電線ケーブルシステム株式会社を吸収合併するとともに、SWCC株式会社に商号変更を行っております。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

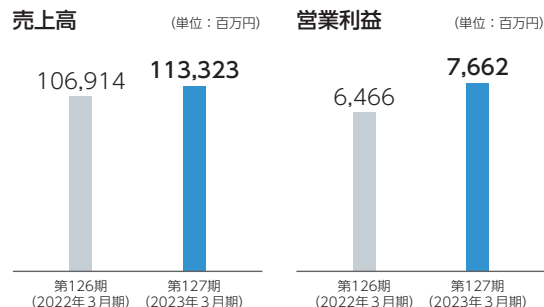
### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるSWCCグループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限緩和による経済活動の正常化、脱炭素社会への動きの高まりに伴い国内の建設関連や電力インフラ向けの市場が活況となりましたが、一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による地政学上のリスクの高まりを受けて原材料・エネルギー価格の高騰や為替変動の影響を受け、さらに自動車関連では半導体の供給不足による減産影響が続きました。

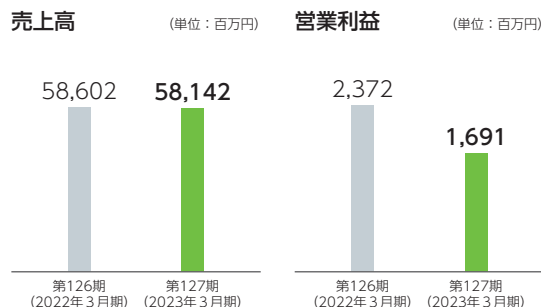
このような環境下、SWCCグループの当連結会計年度の業績として、売上高は2,091億11百万円（前年度比5.0%増）、営業利益は104億74百万円（前年度比4.3%増）、経常利益は103億93百万円（前年度比5.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、第2四半期に退職給付信託契約の解約に伴う特別利益26億44百万円を計上したことにより94億10百万円（前年度比0.6%増）となりました。

	第126期 (2022年3月期)	第127期 (2023年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	199,194	209,111	9,917	5.0
営業利益	10,039	10,474	435	4.3
経常利益	9,882	10,393	511	5.2
親会社株主に帰属する当期純利益	9,353	9,410	57	0.6

次にセグメントの状況をご説明いたします。

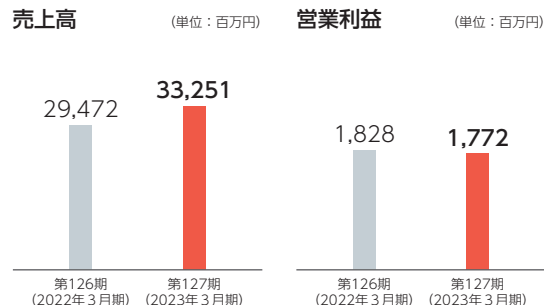


国内の建設関連向けは、原材料等の価格高騰に対する販売価格の見直しや、合併会社の製販事業統合による収益改善を進めながら、安定した需要を取り込んでまいりました。電力インフラ向けは、老朽化更新や再生可能エネルギー関連の安定した需要に支えられながら堅調に推移しました。これらの結果、当事業における売上高は1,133億23百万円（前年度比6.0%増）、営業利益は76億62百万円（前年度比18.5%増）となりました。

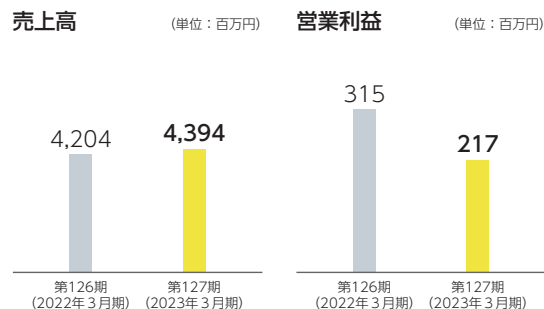


重電や産業機器向けの汎用巻線の需要は堅調に推移しましたが、自動車向け高機能製品の需要は、一部欧州向け需要を取り込むも前年度上期後半より続いている自動車減産の影響を受けて低調に推移しました。これらの結果、当事業における売上高は581億42百万円（前年度比0.8%減）、営業利益は16億91百万円（前年度比28.7%減）となりました。





国内の通信ケーブルは、上期まで国内生産拠点再編の一部立ち上げ遅れや原材料等の価格高騰に対する販売価格の見直しの遅れによる影響を受けましたが、下期には改善されました。産業用デバイス関連では、上期に中国ロックダウン等によるサプライチェーン混乱の影響を受けたものの、材料調達の見直し等による整流化に伴い、下期は大幅に収益を回復いたしました。これらの結果、当事業における売上高は332億51百万円（前年度比12.8%増）、営業利益は17億72百万円（前年度比3.1%減）となりました。



売上高は43億94百万円（前年度比4.5%増）、営業利益は2億17百万円（前年度比31.1%減）となりました。

(注) 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含めておりません。

## (2) 対処すべき課題

SWCCグループを取り巻く経営環境については、脱炭素社会を背景に電力網の強靱化や再生可能エネルギー関連をはじめとする電力インフラ需要に加え、xEV車をはじめとする環境対応製品需要の拡大等が見込まれる一方、原材料価格の高騰や為替変動、世界的な気候変動リスクの顕在化について引き続き予断を許さない状況が見込まれます。

その中でSWCCグループは、本年4月の経営体制および商号変更に伴い新たにSWCCパーパスを策定するとともにグループの理念体系を整え、新生SWCCとして新たなスタートを踏み出しました。2年目を迎える中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」においては、3事業セグメントを中心とした基盤事業の強化に加え、さらなる成長フェーズへの移行に向けた取り組みを確実に進めてまいります。また、ROIC経営については、事業別ROICを設定し、各部門の業務レベルにまで浸透させるとともに、事業ポートフォリオの最適化のための見直しや事業性評価、投資判断への活用を徹底してまいります。

### ① SWCCグループの理念体系

SWCCグループは新たに策定したSWCCパーパスを上位概念として理念体系を整備しております。



## ② SWCCグループの中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」

SWCCグループは、2021年11月に、前中期経営計画の構造改革フェーズから成長フェーズに移行するべく、創立90周年を迎える2026年度（2027年3月期）を最終年度とする中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」を策定いたしました。

中期経営計画においては、エネルギー・インフラ事業でのSICOPLUS<sup>®</sup>戦略の展開強化と建設関連の収益向上施策の推進、電装・コンポーネンツ事業でのxEVシフトを捕捉する増産体制確立と高機能製品の新用途展開、通信・産業用デバイス事業での精密デバイスや高密度光ファイバ（e-Ribbon<sup>®</sup>）を中心としたグローバル事業の強化を進めることで確実に既存事業を伸ばしながら、新市場・新領域への事業拡大のための成長投資を行ってまいります。

中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」の基本方針、戦略および連結業績・計数目標は以下のとおりです。

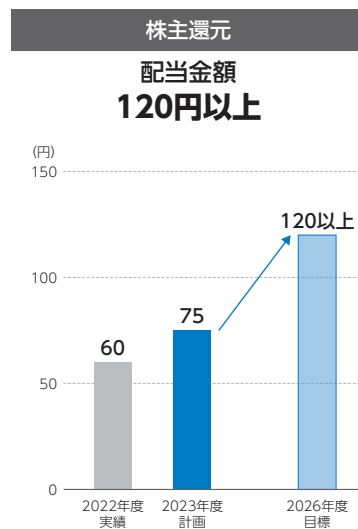
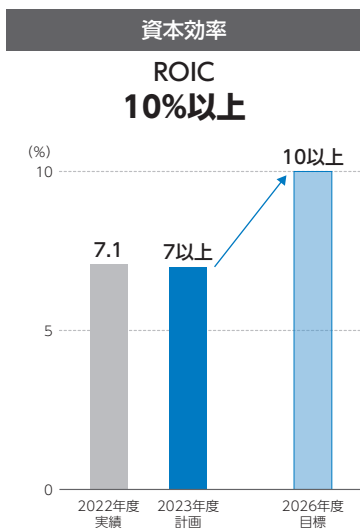
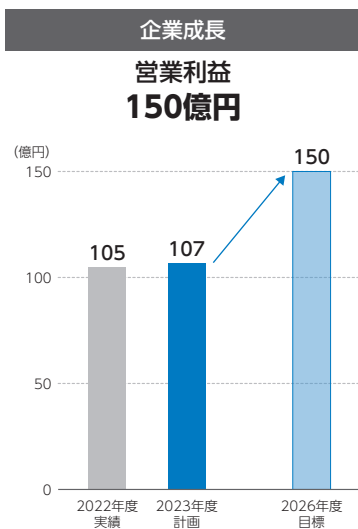
### 「Change & Growth SWCC 2026」基本方針

- (i) 基盤事業の収益力強化
- (ii) 新規事業の創出
- (iii) 海外事業の新展開

### 「Change & Growth SWCC 2026」戦略

- (i) Change 構造改革のさらなる積み上げ
  - ・ ROIC経営の浸透による資本効率の向上
  - ・ DXによるバリューチェーン改革とビジネスモデル変換
  - ・ コーポレート・ガバナンス体制の強化
- (ii) Growth 成長フェーズへの移行
  - ・ 社会課題解決型ビジネスの推進
  - ・ 成長事業へのポートフォリオシフト
  - ・ 拡大投資による成長フェーズへの移行

## 「Change & Growth SWCC 2026」 連結業績・計数目標



### ③ 2023年度のSWCCグループ経営方針

2023年度も引き続きエネルギー価格や原材料価格の高止まりによる事業への影響は免れない状況が見込まれますが、SWCCパーパスを基軸として、中期経営計画達成に向けた変革を着実に実行するとともに、市場や環境の変化に応じた柔軟でスピード感のある判断と施策を実施することで、このような経営環境下にあってもより一層、経営体質を強化し資本効率を高めてまいります。その観点から2023年度のSWCCグループ経営方針は次の5点としております。

- (i) Changeの精神に基づく継続的な変革
- (ii) Growth戦略のための施策の具体化と実行
- (iii) 資本効率の向上  
(ROIC経営の考え方の浸透、キャッシュフロー経営の深化とバランスシートの圧縮)
- (iv) 品質管理および安全優先の取り組みの徹底  
(信頼を取り戻すための覚悟と仕組みづくり)

(v) エンゲージメントの向上

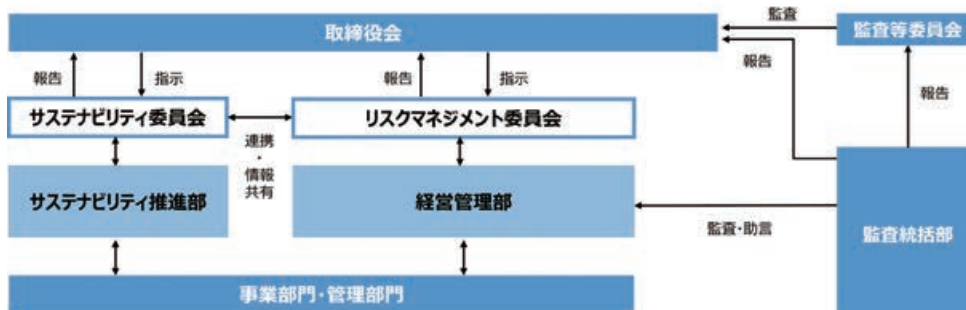
(働きやすい職場づくりと健康経営の推進)

#### ④ サステナビリティ経営の強化

SWCCグループは、1936年の創業以来、社会インフラを支える企業として様々な社会課題解決型ビジネスに取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいりました。サステナビリティの取り組みについては、経営上の重要課題であるとの認識からこれまでも力を入れてまいりましたが、昨年から新たに「サステナビリティ委員会」を設置し、「サステナビリティ基本方針」の策定や「マテリアリティ（重要課題）」の特定など、サステナビリティ経営に向けた取り組みを加速させるためのガバナンスおよびリスク管理体制の整備や施策の展開を図ってまいりました。マテリアリティに紐づくKPIや施策は、経営戦略全般との整合性がとられており、これを推し進めることで、事業戦略や財務戦略との相乗効果が生まれてまいります。

(i) ガバナンスおよびリスクの管理体制

以下は、SWCCグループのガバナンスおよびリスクの管理体制です。



SWCCグループは、グループの経営理念に基づき、環境・社会・ガバナンスなどの観点において持続可能な企業運営を行うべく、グループCEOを委員長とし、各事業部門および人事・環境・調達等に関する管理部門の担当執行役員・フェローで構成される、「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティに関する経営上の課題について、事務局であるサステナビリティ推進部が事業部門・管理部門における課題や対応策を集約し、「サステナビリティ委員会」でそれらについて議論した上で、グループの「サステナビリティ基本方針」の立案、「マテリアリティ（重要課題）」の特定、機会とリスクに基づく戦略の推進、取締役会へのサステナビリティ課題と対応に関する報告や提言などを行っております。

SWCCグループの全社的なリスクマネジメントに関しては、「リスクマネジメント委員会」を中心とするリスクマネジメント体制を整備しております。具体的には、グループCEOを委員長とし、当社の執行役員・フェロー全員を委員とする「リスクマネジメント委員会」にて、事業部門で実施したリスクの評価や対応策を議論の上、リスクマネジメント計画やリスク施策の進捗管理を実施し、取締役会に報告を行っております。また、リスク統括部門として経営管理部内にリスクマネジメント部署を設置し、規則・ガイドラインの制定、教育研修およびモニタリングの実施等、グループ全体のリスクマネジメントを統括し、事業の継続発展のために不可欠な全社的なリスクマネジメント体制の強化を図っております。

さらに、事業部門や管理部門で定期的に発生するリスクへ迅速に対応するため、リスク事象が発生した場合に担当部門よりリスク統括部門へ迅速にリスク情報を提供する仕組みとなる「リスク一報制度」を導入し、緊急かつ重大な事象についてはリスクマネジメント委員や常勤監査等委員と情報共有し、対応を協議・検討しております。

なお、環境、社会、ガバナンス関連のリスクについては、サステナビリティ推進部とも連携・情報共有を図っております。

#### (ii) マテリアリティテーマと取り組み

以下は、SWCCグループの5つのマテリアリティテーマ（「技術」、「環境」、「地域」、「人」、「ガバナンス」）のうち「人」と「環境」に関する取り組みの内容です。

### 【人】「ひとが輝く」

SWCCグループでは、SWCCパーパスを推進力に経営戦略と人事戦略が連動して、持続的に従業員エンゲージメントを向上させていくことが企業価値創造の源泉であると認識しております。

具体的な取り組みとしては、成果型の人事制度、ジョブ型雇用、女性活躍推進、定年延長による雇用環境の整備、健康経営の推進、新入社員に対するメンター制度の導入や人材育成に関する投資を行っております。これらの取り組みを通じて、全従業員が事業環境の変化に柔軟に対応し、社会課題を解決していくための様々なアイデアを出し合う「変化」と「挑戦」に満ちた企業風土を醸成するとともに、社員の成長がSWCCグループの成長へとつながる仕組みづくりを推進しております。

<マテリアリティ指標およびKPI>

指標・KPI	2022年度実績	2023年度計画	2026年度目標	2022年度所見と2023年度施策
管理職に占める 女性比率	6%	6.5%	8%	2022年度は、女性管理職比率の増加を目指し、女性のキャリア形成支援および啓発活動を実施。 2023年度は「女性活躍推進プロジェクト」に男性メンバーを加えて「ダイバーシティ推進プロジェクト」へと発展させ、女性に限らない育児休業等の取得促進やアンコンシャス・バイアスへの気づきを与える取り組みを進める。
課長職以上に占める 女性比率	2.8%	4%	10%	
従業員1人あたり 年平均研修時間	2021年度比 1.4倍	2021年度比 1.5倍	2021年度比 4倍	2022年度は、階層別教育、品質に関する知識深耕タウンミーティング、30代、40代を対象としたSDセミナー、次世代経営候補者育成研修の実施。 2023年度はこれらに加え、部門内スキルアップ勉強会の実施、360度サーベイ研修の実施、労働安全教育のための「ものづくりトレーニングセンター」での安全研修などで研修の充実を図る。
エンゲージメント スコア	46.3	48	55以上	2022年度は、エンゲージメント教育の実施や健康経営推進により「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）ホワイト500」の認定を取得。 2023年度は、安全衛生活動、多様な働き方の推進といった職場環境の改善やサンクスポイント導入など各種施策により働きがいを創出し、従業員エンゲージメントの向上を図る。

### < K P I 選定の理由と財務的な影響への認識 >

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みやエンゲージメントスコアを高めることが、若手をはじめとする優秀な人材確保と1人あたりの生産性向上につながり、ひいては当社の変革と成長を推し進め、これまでにない成長のステージを実現することにつながると認識しております。

#### 【環境】「地球にやさしい」

SWCCグループでは、中期経営計画の戦略のひとつに「社会課題解決型ビジネスの推進」を掲げています。再生可能エネルギーの普及や高効率EVモータの実現、都市のレジリエンス強化など、さまざまな社会課題の解決に寄与する製品・サービスの提供を通じ、これまででも社会の発展に貢献してまいりました。

一方で、持続可能な社会を構築するために、メーカーとしてCO<sub>2</sub>排出量をどのように削減していくのか、限りある資源をどのように活用していくかといった環境保全への取り組みは喫緊の課題となっております。SWCCグループでも、1993年から環境自主行動計画（ボランタリープラン）を展開しており、CO<sub>2</sub>の排出量削減はもとより、産業廃棄物の削減や生産現場における水の再利用など、さまざまな施策を展開してまいりました。また、昨年には気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しております。さらに、これまでの実績を踏まえ2025年度および2030年度のCO<sub>2</sub>排出削減目標を見直すとともに再生可能エネルギー導入率についても意欲的な目標を掲げ、これを推進するグリーンエナジープロジェクトのもと、目標達成に向けて国内外の製造拠点におけるオンサイト型自家消費太陽光発電サービス（PPAモデル）の導入推進や非化石由来のエネルギー調達促進、新技術による高効率・省エネルギー設備の導入など各種施策を推進しております。



※TCFD提言に基づく情報開示の詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.swcc.co.jp/jpn/news/images/220525B\\_PRESS\\_RELEASE.pdf](https://www.swcc.co.jp/jpn/news/images/220525B_PRESS_RELEASE.pdf)



※2025年度および2030年度のCO<sub>2</sub>排出削減目標の見直しについてはこちらをご覧ください。

[https://www.swcc.co.jp/jpn/news/detail/2022/news\\_4135.html](https://www.swcc.co.jp/jpn/news/detail/2022/news_4135.html)



<マテリアリティ指標およびKPI>

指標・KPI	2022年度実績	2023年度計画	2025年度目標	2022年度所見と2023年度施策
CO <sub>2</sub> 排出量 Scope 1 + Scope 2	2013年度比 37%減	2013年度比 37%減	2013年度比 45%減	2022年度は、事業再編、再エネ導入および省エネ施策の深耕により原単位あたりのエネルギー消費量は削減するも、活動量増加により排出量削減率は前年度並み。 2023年度も同様の増加要因を見込むも高効率設備やさらなる再エネ導入を進める。
廃棄物の 最終処分率	2018年度比 75%減	2018年度比 80%減	2018年度比 見直し中	2022年度は、事業再編、活動量増加に伴い排出量は前年度比増加も、2025年度の目標値をすでに達成。 2023年度も相模原事業所のリロケーションおよび活動量増加による排出量の増加は想定されるも、製品設計から廃棄までの環境配慮の取り組みを推し進める。
水使用量	2018年度比 9%増	2018年度比 10%減	2018年度比 20%減	2022年度は、調査精度向上により漏水箇所や不要な水使用の把握と対策を進めたものの、活動量、猛暑による冷却水使用量が増加した。 2023年度は引き続き活動量の増加が見込まれるものの、工場の冷却水循環設備の導入効果により大幅な削減効果を見込む。

<KPI選定の理由と財務的な影響への認識>

サプライチェーン・バリューチェーンの中で役割を果たすことが重要であり、中長期でサステナブルな企業として存続する上で必要なKPIとして選定しております。また、環境対応の遅れは、追加コストの発生やレピュテーションリスクにつながるなど事業経営に大きな影響を及ぼすと認識しております。

SWCCグループは、これからも「サステナビリティ基本方針」に基づき、信頼とイノベーションにより、「社会課題の解決」と「企業価値向上」を図り、サステナブルで豊かな未来社会の創造に貢献してまいります。

### ⑤ SWCCグループ製品の不適切な品質管理に関する調査結果および再発防止策

2021年2月、外部から、当社子会社で事業会社の昭和電線ケーブルシステム株式会社が製造および販売する製品の品質管理に関する指摘を受け、同年7月21日付でSWCCグループ製品の品質試験に関する不整合の判明と特別調査委員会の設置について、また同年10月29日付でSWCCグループ製品の品質試験の不整合に関する調査結果の報告について公表いたしました。

その後も、当社は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の製品品質に対する信頼性をより高めるために引き続き調査を行っていましたが、調査の結果、一部の製品について不適切な品質管理があったことを把握いたしました。いずれの事例についても特定のお客様との間で定められた仕様に基づき製造された製品が対象であり、汎用製品は含まれておりません。当社では、品質の健全性に問題が無いことを確認し、お客様へのご説明を真摯に進めてまいりました。そして、社内調査チームによる調査が全て終了いたしましたので、2023年1月20日付で今回の調査結果の報告について公表いたしました。

当社では、前回の調査結果を受けて、計測データ管理システムの早期導入、コンプライアンス意識を確立する体系的な教育制度の整備および実施等の再発防止策を引き続き進めておりますところ、今回の調査結果を受けて、さらなる再発防止策として、適切な人事ローテーションの実施、品質保証部門の独立性確保の促進および監督機能の強化、品質保証部門全体での人員の適正化、検査標準の見直し、コンプライアンス基本方針の周知を図ることに加え、グループ全体の品質マネジメントシステムを強化するため、品質・環境管理統括室を品質管理に特化した社長直轄の品質管理統括室に再編し、品質保証業務の監査・モニタリングを進めております。

なお、本件による業績への影響につきましては、軽微と判断しております。また、昭和電線ケーブルシステム株式会社は、2023年4月1日を効力発生日とする吸収合併により当社に吸収されております。

## (3) 設備投資等の状況

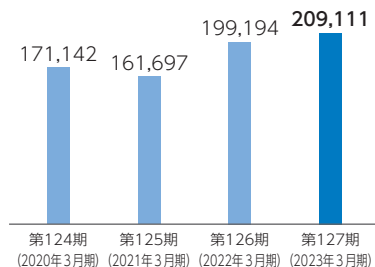
当連結会計年度においては、総額42億82百万円の設備投資を実施いたしました。その内訳といたしましては、エネルギー・インフラ事業セグメントにおける高電圧電力ケーブル用コネクタSICONEX<sup>®</sup>の増産に伴う設備投資、被覆線事業におけるIV設備移設、電装・コンポーネンツ事業セグメントにおける高機能製品の設備増強のほか、各事業セグメントにおける製造設備の更新および増強に伴う投資が主なものとなります。

## (4) 資金調達の状況

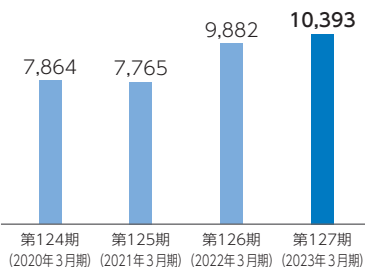
該当事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

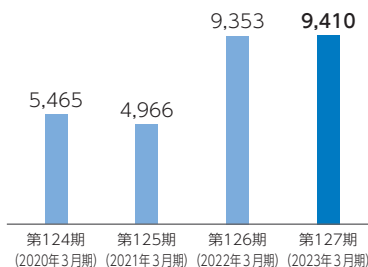
売上高 (単位：百万円)



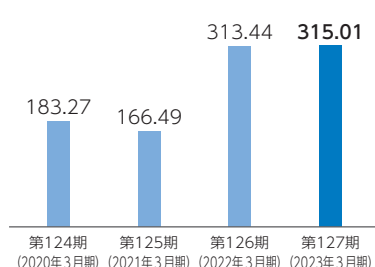
経常利益 (単位：百万円)



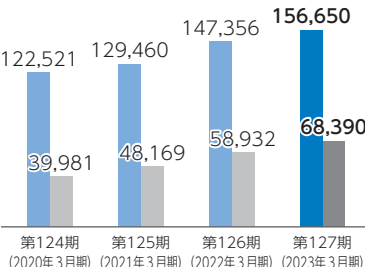
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



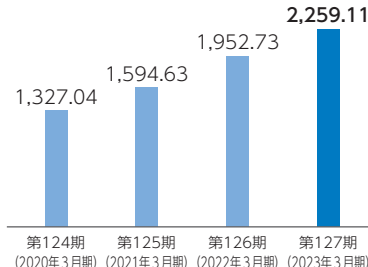
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第124期 (2020年3月期)	第125期 (2021年3月期)	第126期 (2022年3月期)	第127期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	171,142	161,697	199,194	209,111
経常利益	(百万円)	7,864	7,765	9,882	10,393
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,465	4,966	9,353	9,410
1株当たり当期純利益	(円)	183.27	166.49	313.44	315.01
総資産	(百万円)	122,521	129,460	147,356	156,650
純資産	(百万円)	39,981	48,169	58,932	68,390
1株当たり純資産	(円)	1,327.04	1,594.63	1,952.73	2,259.11

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
昭和電線ケーブルシステム株式会社	10,000	100	電線・ケーブル、光ファイバケーブル、情報機器、ゴム・プラスチック加工品の製造販売
S F C C株式会社	1,620	80	建設関連向け汎用電線・ケーブルの製造販売
昭和電線ユニマック株式会社	480	100	巻線の製造販売
富士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社SDS	100	100	電線・ケーブル、付属品、振動防止装置およびワイヤハーネス等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	※ 100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売ならびに電線・ケーブルの解体加工
昭光機器工業株式会社	80	※ 100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	※ 81.0	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	※ 100	電気工事等の設計・施工・監理
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブル、電子機器部品およびワイヤハーネスの販売
昭和電線電纜(上海)有限公司	9,900千米ドル	100	電線・ケーブル、電子機器部品およびワイヤハーネスの販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
東莞昭和機電有限公司	24,207,336人民元	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	45,100百万ドン	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売

- (注) 1. ※は間接保有を含む比率であります。
2. 2022年7月1日付で、当社が連結子会社のS F C C株式会社に追加出資したことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。
3. 連結子会社の青森昭和電線株式会社は、2023年1月12日付で清算終了いたしました。
4. 昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社は、2023年4月1日付で当社と合併いたしました。
5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	昭和電線ケーブルシステム株式会社
特定完全子会社の住所	川崎市川崎区日進町1番14号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	26,788百万円
当社の総資産額	79,294百万円

### ③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は17社であり、持分法適用関連会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は2,091億11百万円（前年度比5.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は94億10百万円（前年度比0.6%増）となりました。

## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

次の製品の製造販売および工事の設計、請負等を行っております。

区 分	品 名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、アルミ線、機器電材、免震装置、制振・防振
電装・コンポーネンツ事業	巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線、自動車用電線
通信・産業用デバイス事業	通信ケーブル、光加工品、機器用電線、ワイヤハーネス、精密デバイス
新規事業（含：その他）	ネットワークソリューション、物流他

## (8) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

### ① 当社

昭和電線ホールディングス株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
------------------	--------------------

### ② 子会社

昭和電線ケーブルシステム株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市
S F C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：三重県いなべ市、茨城県古河市
昭和電線ユニマック株式会社	本 社：三重県いなべ市北勢町麻生田1326番地の1
	事業所：三重県いなべ市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地
	事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社SDS	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
香港昭和有限公司	本 社：香港九龍尖沙咀科学館道1号康宏広場南座701室
昭和電線電纜（上海）有限公司	本 社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大廈23A室
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：Plot B8,Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国浙江省嘉興市雲海路825号
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技园内
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国福建省福清市融僑経済技術開発区清華路南側
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：D1 Road, Yen My II Industrial Park, Trung Hung Commune,Yen My District, Hung Yen Province, Vietnam

(注)2023年4月1日付で当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併するとともに、SWCC株式会社に商号変更を行っております。

## (9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
エネルギー・インフラ事業	1,245	50
電装・コンポーネンツ事業	332	1
通信・産業用デバイス事業	1,876	△114
新規事業 (含：その他)	748	△16
合 計	4,201	△79

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (年間平均人員338名) は含んでおりません。

### ② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
62	1	50.2	19.3

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	9,430
株式会社りそな銀行	5,435
株式会社横浜銀行	5,163
株式会社三井住友銀行	3,727
三井住友信託銀行株式会社	2,510

## 2 会社の株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,881,284株 (自己株式945,577株を除く。)
- (3) 株主数 12,789名 (前期末比366名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,680	22.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,065	13.6
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,230	4.1
J X 金属株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	892	2.9
J P モルガン証券株式会社	608	2.0
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	519	1.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	510	1.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	401	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 380646	315	1.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を945,577株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 出資比率は自己株式 (945,577株) を控除して計算しております。  
 3. 富通集団 (香港) 有限公司は、当事業年度において当社株式の一部を売却したため当社の主要株主 (株主名簿上の名義はNIHK WMD CLIENT OMNIBUS 10 PER TAX) から外れております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役、非業務執行取締役および社外取締役を除く。)	5,692株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等 ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。



## (6) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループCEO)	長谷川 隆代	グループ経営統括、業務変革・ガバナンス改革統括 HOYA株式会社 社外取締役
代表取締役 (専務執行役員)	張 東成	社長補佐 ガバナンス改革統括補佐
取締役	胡 国強	富通集团有限公司 董事 高科橋光導科技股份有限公司 (TRANSTECH OPTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長
取締役 (監査等委員)	戸川 清	監査等委員会委員長 指名委員会委員長
取締役 (監査等委員)	坂倉 裕司	報酬委員会委員長
取締役 (監査等委員)	市川 誠一郎	
取締役 (常勤監査等委員)	戸川 隆	

(注) 1. 2023年4月1日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループCEO)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当 HOYA株式会社 社外取締役
代表取締役 (専務執行役員)	張 東成	社長補佐 中国事業ガバナンス改革担当

2. 取締役のうち、戸川清、坂倉裕司、市川誠一郎は社外取締役であり、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査等委員戸川隆は、長年にわたり経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役戸川隆を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 執行役員の状況 (2023年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
グループCEO (代表取締役社長 ・取締役会議長)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当
専務執行役員 (代表取締役)	張 東成	社長補佐 中国事業ガバナンス改革担当
常務執行役員	山口 太	人事、総務、シェアードサービス担当
常務執行役員	小又 哲夫	経営戦略、投資戦略、I R、グループ会社管理担当
常務執行役員	川瀬 幸雄	エネルギー・インフラ事業セグメント長 S F C C株式会社代表取締役社長
常務執行役員	兒玉 喜直	通信・産業用デバイス事業セグメント長 富士電線株式会社代表取締役社長
常務執行役員	山村 隆史	電装・コンポーネンツ事業セグメント長 モビリティ事業戦略担当
執行役員	大竹 潔	海外事業、ワイヤハーネス事業担当 昭和電線電纜（上海）有限公司董事長 香港昭和有限公司董事長 嘉興昭和機電有限公司董事長 東莞昭和機電有限公司董事長 福清昭和精密電子有限公司董事長
執行役員	今井 啓隆	財務、経理、審査担当
執行役員	上條 俊春	資本戦略、サステナビリティ、リスクマネジメント、法務担当
執行役員	井上 和彦	営業統括、資材調達担当
執行役員	瀬間 信幸	Smart Stream事業、電力システム戦略担当

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内外の子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

### (5) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	99 —	70 —	19 —	10 —	3 —
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	56 38	56 38	— —	— —	4 3
合 計 （うち社外取締役）	155 38	126 38	19 —	10 —	7 3

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 当社で発生した品質不適切行為を厳粛に受け止め、関係する取締役の2023年1月から3月の間の報酬について、一部減額を行っております。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立性および客観性を担保するために、独立社外取締役を構成員に含む任意の報酬委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考にしながら設定しております。

また、報酬構成として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については固定報酬、変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動報酬、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を可能な限り長期に亘り実現させることを目的とする長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の3つの報酬構成としております。短期および長期の視点による経営への取り組みを促すことにより、成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。

なお、監査等委員である取締役については経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないことから、インセンティブ報酬を含まない固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### (イ) 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されます。

なお、2023年度の報酬構成は次のとおりです。

**【構成図】**

種類	割合※1	内容
固定報酬	100	<p>基本報酬と取締役各人の職務・職責に応じて支給する職務付加報酬で構成されます。なお、基本報酬は、役職ならびにその重要度および難易度に応ずるものとします。</p>
業績連動報酬	35	<p>短期インセンティブ報酬となる年次業績連動報酬の金銭による支給額は、当該事業年度の期初に公表された営業利益およびR O I Cの業績予想値の達成度に応じた会社業績指標ならびにE S G関連指標、具体的には再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量および休業災害度数率に対する達成度から決定しております。</p> <p>報酬の指標、算式および年次業績連動の仕組みなどは以下のとおりです。</p> <p>①会社業績指標</p> <p>営業利益達成率（A）およびR O I C達成率（B）に応じて支給いたします。具体的な内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業利益達成率（A）＝（当期営業利益見通値÷当期営業利益目標値）×100%</li> <li>・R O I C達成率（B）＝（当期R O I C見通値÷当期R O I C目標値）×100%</li> </ul> <p>②E S G関連指標</p> <p>再生可能エネルギーの社内導入率（C）、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量（D）および休業災害度数率（E）のうち達成項目数に応じて支給いたします。</p> <p>③指標を選択した理由</p> <p>会社業績指標における営業利益達成率は収益性の指標として設定しており、またR O I C達成率は資本効率性の指標として設定しております。またE S G関連指標について、当社はマテリアリティとして影響の大きい社会課題を抽出し、優先課題を特定し、テーマ別に具体的な行動方針、指標・K P Iを策定しており、かかるテーマのうち特に当社として重要と考えるE S G関連指標として、再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量および休業災害度数率を指標として設定しております。それぞれの目標値を達成することで企業価値向上につながるものと判断しております。</p> <p>④算式</p> <p>年次業績連動報酬額＝固定報酬額×（会社業績における年度目標達成度（A×50%＋B×50%）＋E S G関連における年度目標達成度（C、DおよびEのうち達成項目数に応じた達成度））</p>

種類	割合※1	内容	
		⑤年度目標達成度（割合および仕組み）	
		年度目標指標	割合※2 支給率
		会社業績 ・営業利益	15% 0～150%
		会社業績 ・ROIC	15% 0～150%
		ESG関連 ・再生可能エネルギーの社内導入率 ・温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量 ・休業災害度数率	5% 0～110%
譲渡制限付株式報酬 (長期インセンティブ報酬)	17.5	譲渡制限付株式報酬は、固定報酬の内の一定割合をその支給に充てるものとしております。 業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしております。	

- (注) 1. 年次業績連動報酬の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。  
2. 年度目標指標である会社業績およびESG関連の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。

(ロ) 報酬割合

全体の報酬に占める固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式の付与のための報酬については、都度、報酬委員会において見直されるものとします。また、これらの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、総額にして年額3億円を超えないものとします。

2020年度報酬



2021年度報酬



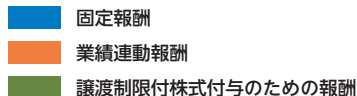
2022年度報酬



2023年度報酬



2024年度報酬 (予定)





(ハ) 交付の時期等

2023年度における固定報酬および業績連動報酬に関する金銭報酬については、2023年度の開始月より、月額で均等に支給するものとします。また、譲渡制限付株式の付与のための報酬については、第127期定時株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。

なお、2024年度における固定報酬に関する金銭報酬については、2024年度の開始月より月額で均等に支給するものとし、2023年度の業務執行の対価である業績連動報酬に関する金銭報酬については、第128期定時株主総会が開催される2024年6月末に支給し、譲渡制限付株式の付与のための報酬については、第128期定時株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。

### ③ 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）とすることと決議されており、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、2020年6月29日開催の当社第124期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）の枠内で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額800万円以内で金銭報酬を支給することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

・監査等委員である取締役の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額800万円以内とすることと決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬額は、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、代表取締役社長・取締役会議長（グループCEO）である長谷川隆代が、報酬委員会の答申および当社が定める取締役等の報酬決定に関する方針、ならびに取締役へのパフォーマンスレビューによる評価結果等を考慮することを条件に決定しております。

独立社外取締役を構成員に含む任意の報酬委員会により答申がなされていること、また当社が定める取締役等の報酬決定に関する方針に従っていること、さらに過半数が独立社外取締役で構成する任意の指名委員会にて実施した取締役へのパフォーマンスレビューによる評価結果等を考慮していることから、報酬決定のプロセスには客観性および透明性が確保されており、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境および経営状況等を熟知した上で取締役の職責および能力を踏まえた評価を行う者として適任であると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

### ⑤ 2024年度における取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

2024年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬等について、2023年度とは異なり、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、指名・報酬委員会において審議された後、取締役会により決定することといたします。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

#### (イ) 出席状況

区 分	取締役会 (21回)		監査等委員会 (18回)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 (監査等委員) 戸川 清	21	100	18	100
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	21	100	18	100
取締役 (監査等委員) 市川 誠一郎	21	100	18	100

#### (ロ) 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	活動内容
取締役 (監査等委員) 戸川 清	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューならびに取締役および執行役員候補者の選定に関して取締役会へ答申しております。 当事業年度において当社の製造拠点で製品の品質に関わる不適切行為を確認しましたが、事実関係調査および調査委員会設置の要否判断、調査結果の対外的開示や再発防止策に関する指導などを行ってまいりました。
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で次年度報酬額の設定に関して取締役会へ答申しております。 当事業年度において当社の製造拠点で製品の品質に関わる不適切行為を確認しましたが、事実関係調査および調査委員会設置の要否判断、調査結果の対外的開示や再発防止策に関する指導などを行ってまいりました。
取締役 (監査等委員) 市川 誠一郎	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、指名委員会および2022年7月26日の委員就任以降開催された報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 当事業年度において当社の製造拠点で製品の品質に関わる不適切行為を確認しましたが、事実関係調査および調査委員会設置の要否判断、調査結果の対外的開示や再発防止策に関する指導などを行ってまいりました。また、外部の専門家である弁護士を委員長とする調査委員会を設置した際、当該調査委員会の委員として参画いたしました。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	66,180千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	97,770千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第3項の同意をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員の全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

## 5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下SWCCグループという。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、SWCCグループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、経営方針および行動規範を記載した小冊子等をSWCCグループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、SWCCグループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともにSWCCグループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、SWCCグループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ SWCCグループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

### (2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

- (ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

### **(3) SWCCグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 取締役および執行役員は、SWCCグループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、SWCCグループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

### **(4) SWCCグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的で開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、SWCCグループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、SWCCグループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、SWCCグループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、SWCCグループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループ経営管理規程に基づき、SWCCグループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させるなど、適切なモニタリング体制の整備を行う。

## (5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

## (7) SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
  - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
  - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - (ホ) 重大な法令違反および定款違反
  - (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
  - (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の(ロ)および(ホ)に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、SWCCグループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員1名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的にSWCCグループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

## **(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

## **6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### **(1) コンプライアンスについて**

SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、取締役会に報告しております。また、SWCCグループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、取締役会に報告しております。

### **(2) リスク管理について**

SWCCグループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会においてSWCCグループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、取締役会に報告しております。

### **(3) 子会社の経営管理について**

SWCCグループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、SWCCグループ事業性評価規程に基づき、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。



#### (4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

#### (5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当事業年度21回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

#### (6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、代表取締役社長との間で当事業年度3回の意見交換の場を設けております。執行役員との間で定例の連絡会を当事業年度5回開催しており、執行役員から所管業務に関する報告を当事業年度12回受けております。

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>92,032</b>
現金及び預金	4,037
受取手形	10,361
売掛金	41,524
契約資産	800
商品及び製品	13,139
仕掛品	8,645
原材料及び貯蔵品	6,377
その他	7,158
貸倒引当金	△12
<b>固定資産</b>	<b>64,618</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>41,733</b>
建物及び構築物	9,422
機械装置及び運搬具	7,900
工具、器具及び備品	1,228
土地	22,155
その他	1,026
<b>無形固定資産</b>	<b>1,488</b>
施設利用権等	1,488
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,395</b>
投資有価証券	16,297
退職給付に係る資産	3,441
繰延税金資産	529
その他	2,049
貸倒引当金	△922
<b>資産合計</b>	<b>156,650</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>69,040</b>
支払手形及び買掛金	24,858
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	28,549
未払金	9,337
未払法人税等	913
工事損失引当金	110
契約負債	33
事業構造改善引当金	10
その他	5,166
<b>固定負債</b>	<b>19,220</b>
社債	30
長期借入金	11,885
繰延税金負債	1,495
再評価に係る繰延税金負債	4,161
退職給付に係る負債	940
その他	706
<b>負債合計</b>	<b>88,260</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>55,483</b>
資本金	24,221
資本剰余金	5,887
利益剰余金	26,239
自己株式	△865
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,021</b>
その他有価証券評価差額金	1,518
土地再評価差額金	6,845
為替換算調整勘定	3,077
退職給付に係る調整累計額	580
非支配株主持分	885
<b>純資産合計</b>	<b>68,390</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>156,650</b>

## 連結損益計算書(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高	209,111	
売上原価	183,307	
売上総利益	25,804	
販売費及び一般管理費	15,329	
営業利益	10,474	
営業外収益		
受取利息	122	
受取配当金	173	
持分法による投資利益	263	
雑収入	454	1,014
営業外費用		
支払利息	520	
為替差損	138	
固定資産廃却損	131	
デリバティブ決済損	49	
雑損失	256	1,094
経常利益	10,393	
特別利益		
退職給付信託返還益	2,644	
固定資産売却益	782	
投資有価証券売却益	211	3,638
特別損失		
和解金	485	
事業構造改善費用	374	
減損損失	244	
退職給付制度終了損	67	
投資有価証券評価損	67	
合併関連費用	36	1,275
税金等調整前当期純利益	12,756	
法人税、住民税及び事業税	1,559	
法人税等調整額	1,513	3,072
当期純利益	9,684	
非支配株主に帰属する当期純利益	273	
親会社株主に帰属する当期純利益	9,410	

## 連結株主資本等変動計算書(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	5,704	18,321	△900	47,347
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,492		△1,492
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,410		9,410
連結子会社株式の取得 による持分の増減		152			152
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		29		35	65
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	182	7,918	35	8,136
当期末残高	24,221	5,887	26,239	△865	55,483

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	735	6,850	2,226	1,114	10,926	658	58,932
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,492
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,410
連結子会社株式の取得 による持分の増減							152
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							65
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	783	△5	851	△534	1,094	226	1,321
連結会計年度中の変動額合計	783	△5	851	△534	1,094	226	9,457
当期末残高	1,518	6,845	3,077	580	12,021	885	68,390

## 計算書類

### 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,499</b>
現金及び預金	918
未収入金	1,210
短期貸付金	31,178
その他	192
<b>固定資産</b>	<b>45,794</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>164</b>
施設利用権	164
<b>投資その他の資産</b>	<b>45,629</b>
投資有価証券	8,732
関係会社株式	31,957
関係会社出資金	2,083
長期貸付金	2,436
前払年金費用	125
その他	294
<b>資産合計</b>	<b>79,294</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>34,698</b>
一年内償還予定の社債	60
短期借入金	25,413
未払金	500
未払費用	154
未払法人税等	6
預り金	8,531
その他	31
<b>固定負債</b>	<b>11,294</b>
社債	30
長期借入金	10,670
繰延税金負債	591
その他	3
<b>負債合計</b>	<b>45,993</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>32,533</b>
資本金	24,221
資本剰余金	5,571
その他資本剰余金	5,571
利益剰余金	3,605
利益準備金	289
その他利益剰余金	3,316
繰越利益剰余金	3,316
自己株式	△865
評価・換算差額等	766
その他有価証券評価差額金	766
<b>純資産合計</b>	<b>33,300</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>79,294</b>

## 損益計算書(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
経営運営料収入	2,196	
関係会社受取配当金	694	2,891
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>2,394</b>
<b>営業利益</b>		<b>496</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	499	
受取配当金	114	
雑収入	20	634
<b>営業外費用</b>		
支払利息	469	
資金調達費用	43	
雑損失	8	521
<b>経常利益</b>		<b>608</b>
<b>特別利益</b>		
退職給付信託返還益	41	
出資金売却益	0	41
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	67	
合併関連費用	21	88
<b>税引前当期純利益</b>		<b>561</b>
法人税、住民税及び事業税		△77
法人税等調整額		121
<b>当期純利益</b>		<b>518</b>

## 株主資本等変動計算書(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	24,221	5,541	5,541	140	4,439	4,579	△900	33,442	
当期変動額									
剰余金の配当					△1,492	△1,492		△1,492	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				149	△149	－		－	
当期純利益					518	518		518	
自己株式の取得							△0	△0	
自己株式の処分		29	29				35	65	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								－	
当期変動額合計	－	29	29	149	△1,123	△973	35	△908	
当期末残高	24,221	5,571	5,571	289	3,316	3,605	△865	32,533	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	1	33,444
当期変動額			
剰余金の配当			△1,492
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			－
当期純利益			518
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			65
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	764	764	764
当期変動額合計	764	764	△143
当期末残高	766	766	33,300

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

S W C C株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 井上秀之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾拓郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S W C C株式会社（旧会社名 昭和電線ホールディングス株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S W C C株式会社（旧会社名 昭和電線ホールディングス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

SWCC株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上秀之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梶尾拓郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SWCC株式会社（旧会社名 昭和電線ホールディングス株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されている当社グループ製品の品質試験に関する不整合について、今回の調査結果およびその対応状況を確認しております。監査等委員会としては、その対応状況および再発防止策の着実な実施について、引き続き監視および検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

SWCC株式会社 監査等委員会

監査等委員 戸川 清 ㊟

監査等委員 坂倉 裕司 ㊟

監査等委員 市川誠一郎 ㊟

監査等委員 (常勤) 戸川 隆 ㊟

(注) 監査等委員戸川清、坂倉裕司および市川誠一郎は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

## 川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間

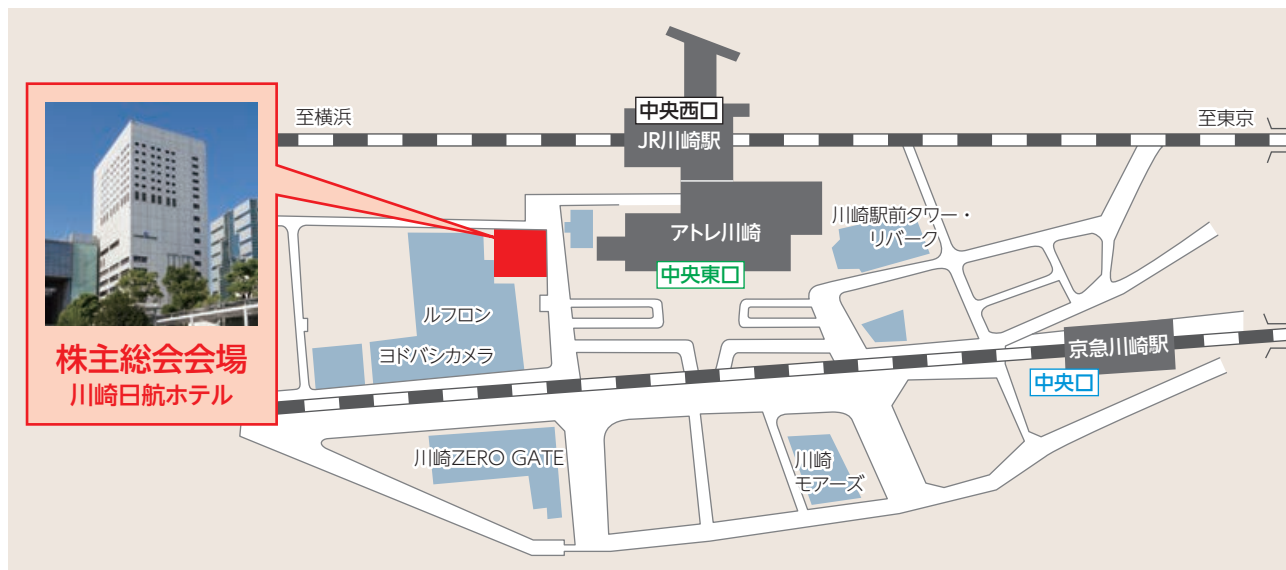
神奈川県川崎市川崎区日進町1番地  
TEL 044-244-5941 (ホテル代表番号)

交通

■ JR 川崎駅 — 中央東口より徒歩1分

■ 京急 京急川崎駅 — 中央口より徒歩5分

※当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



株主総会会場  
川崎日航ホテル

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ご来場いただけない株主様も株主総会当日の様子をご視聴いただけるようインターネットを用いてライブ配信を実施いたします。
- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。